

障がい者用介護ロボット等及びICT導入支援事業交付要綱（新旧対照表）

（下線部が改正部分）

改正後	改正前	備考
<p><u>令和5年度（2023年度）障がい者用介護ロボット等及びICT導入支援事業交付要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>1 この補助金は、<u>障がい福祉の現場における介護ロボット等やICTの導入を支援することにより、介護業務の負担軽減及び効率化を図り、働きやすい職場環境及び安全・安心な介護サービスの提供等を推進すること</u>を目的とし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。</p> <p>2 略</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>3 <u>施設または事業所ごとに</u>、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を選定し、その予算の範囲内の額とする。</p> <p>また、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（補助の交付申請）</p> <p>4 (1)～(6) 略</p> <p>(7) カタログ等、導入する<u>機器等</u>の概要が分かる書類</p> <p>(8) 略</p> <p>（交付条件）</p> <p>5 (1)～(19) 略</p> <p>(20) 介護ロボット等<u>及びICTの導入に係る</u>事業計画及びその使用状況報告の内容について、道が公表すること及び関係機関等へ情報提供し、又は使用されることについて同意しなければならない。</p> <p>6～7 略</p>	<p>令和4年度（2022年度）障がい者用介護ロボット等導入支援事業交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>1 この補助金は障害福祉の場に介護ロボットの導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減を図るとともに、介護業務の効率化を図ることを目的とし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。</p> <p>2 略</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>3 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額と比較して少ない方の額を選定し、その予算の範囲内の額とする。</p> <p>また、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（補助の交付申請）</p> <p>4 (1)～(6) 略</p> <p>(7) カタログ等、導入する介護ロボットの概要が分かる書類</p> <p>(8) 略</p> <p>（交付条件）</p> <p>5 (1)～(19) 略</p> <p>(20) 介護ロボット等導入事業計画及びその使用状況報告の内容について、道が公表すること及び関係機関等へ情報提供し、又は使用されることについて同意しなければならない。</p> <p>6～7 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度変更 ・メニューの追加による事業名変更 ・メニューの追加による文言整理 ・国実施要綱（ロボット）1及び国実施要綱（ICT）1を踏まえた文言整理 ・国交付要綱5-(1)-②に準拠した文言整理 ・メニュー追加による文言整理 ・メニュー追加による文言整理

